

平成28年第3回与論町議会臨時会

会 議 錄

平成28年9月14日

与 論 町 議 会

平成28年第3回与論町議会臨時会会議録

平成28年9月14日（水曜日）午前8時57分開会

1 議事日程（第1号）

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙

追加日程第1 会議録署名議員の指名

追加日程第2 会期の決定

追加日程第3 副議長の選挙

追加日程第4 議席の指定

追加日程第5 常任委員の選任

追加日程第6 議会運営委員の選任

追加日程第7 沖永良部与論地区広域事務組合議会議員の選挙

追加日程第8 同意第1号 監査委員の選任について

2 出席議員（9人）

1番 遠山勝也君 2番 沖野一雄君

3番 川村武俊君 5番 高田豊繁君

6番 町俊策君 7番 大田英勝君

8番 野口靖夫君 9番 林隆壽君

10番 福地元一郎君

3 欠席議員（1人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（4人）

町長 山元宗君 副町長 久留満博君

総務企画課長 沖島範幸君 教育長 町岡光弘君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長代理 川上嘉久君 書記 喜村一隆君

開会 午前8時57分

○

○議会事務局長代理（川上嘉久君） 局長代理の川上です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の町 俊策議員を紹介します。

○臨時議長（町 俊策君） ただいま紹介されました町 俊策です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしくお願ひします。

○

○臨時議長（町 俊策君） ただいまから平成28年第3回与論町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

○

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（町 俊策君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

○

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（町 俊策君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（町 俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことになりました。

○臨時議長（町 俊策君） お諮りします。指名の方法については、高田豊繁君が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（町 俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、高田豊繁君が指名することに決定しました。

高田豊繁君。

○5番（高田豊繁君） 議長に福地元一郎君を指名します。

○臨時議長（町 俊策君） お諮りします。ただいま、高田豊繁君が指名しました福地元一郎君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（町 俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました福地元一郎君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選された福地元一郎君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

○臨時議長（町 俊策君） 当選人の発言を求めます。福地元一郎君。

○議長（福地元一郎君） 名誉ある与論町議会の議長に推挙いただき身に余る光栄に存じます。その責任の重さを感じつつ、謹んで受託をする次第でございます。

ところで、先月行われた議員選挙は、定数10人に対し16人が立候補する激戦がありました。今、議場にいる議員の皆さんには厳しい選挙戦を勝ち抜き、町民から選ばれた人間です。議員一人一人が責任の重さを痛感し、議場では激論を闘わせながらも最後は島の発展のために議会としての意見を集約し、町民から信頼される議会、開かれた議会を目指していただきたいと思います。

私は、行政に対しては地方自治の根幹である二元代表制を堅持していきたいと思います。1歩離れて2歩離れないという原則に立って議員に与えられた使命、監視機能を十分に發揮し、是々非々の態度で向かい合いながらも島の発展のために知恵を出し合い執行部と議会が協力していけば、必ずや私達の目的は達成できると思います。

今、本町は多額の予算を必要とし緊急を要する大型事業がいくつも計画されておりますが、私は山町政の力だけでは実現するのは難しいと考えております。議会が車の両輪のごとく、執行部と連携して、国や県に対して予算要求活動を行っていく必要があります。私はこれまで、4期16年の間に培った国会議員や県議会議員とのつながりをいかしながら、議会を一つにまとめ、チーム与論町議会として山町政を支援し、執行部と議会が一丸となって島の抱える諸問題を早期に解決できるようにしていきたいと考えております。もちろん、そのためには議員一人一人の御理解と御協力、御支援が必要あります。今後4年間、何とぞ皆様方のお力添えをよろしくお願ひいたします。

最後に与論町のますますの発展と、与論町議会の発展を祈念して、議長就任の挨拶といたします。

（拍手）

○臨時議長（町 俊策君） 福地議長、議長席にお着き願います。

○議長（福地元一郎君） 本日のこれから日の日程は、お手元に配りました追加議事日程のとおりです。

追加日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福地元一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、仮議席1番遠山勝也君、仮議席5番高田豊繁君を指名します。

追加日程第2 会期の決定の件

○議長（福地元一郎君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 1 日に決定しました。

----- ○ -----

追加日程第3 副議長の選挙

○議長（福地元一郎君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によつて、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

○議長（福地元一郎君） お諮りします。

指名の方法については、川村武俊君が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、川村武俊君が指名することに決定しました。

川村武俊君。

○3番（川村武俊君） 副議長に林 隆壽君を指名します。

○議長（福地元一郎君） お諮りします。

ただいま、川村武俊君が指名しました、林 隆壽君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、林 隆壽君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された林 隆壽君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

○議長（福地元一郎君） 当選人の発言を求めます。林 隆壽君。

○副議長（林 隆壽君） この度、与論町議会副議長に御推選をいただき心より感謝申し上げます。副議長という大役を拝命し、改めて身の引き締まる思いであり、意を新たにしているところであります。

町民が直接選挙によって選んだ代表で構成される最高の意思決定機関であり、二元代表制において町民より付託された一方の責任ある議会を司る議長を補佐し秩序の保持や円滑な運営につとめ、住民生活のより快適な環境の構築に取り組んでまいります。

現在、本町においては多種多様な問題が日々横たわっており、山町政を支えていく上においても、そのひとつひとつの問題に丁寧に取り組み、まだまだ未熟ではございますが、2期8年の議会活動の経験をいかしながら、与論町の明るい未来の構築に向かって、議会の皆様方の御協力をいただき、全力で副議長の責務を果たしてまいりた

いと思います。どうぞ、よろしくお願ひいたします。御挨拶といたします。

----- ○ -----
追加日程第4 議席の指定

○議長（福地元一郎君） 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配りました議席表のとおり指定します。

----- ○ -----
追加日程第5 常任委員の選任

○議長（福地元一郎君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定によって、川村武俊君、林 敏治君、高田豊繁君、大田英勝君、福地元一郎君の5人を総務厚生文教常任委員に、遠山勝也君、沖野一雄君、町 俊策君、野口靖夫君、林 隆壽君の5人を環境経済建設常任委員に、遠山勝也君、川村武俊君、町 俊策君、大田英勝君、林 隆壽君の5人を広報常任委員に指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

これから、各常任委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

----- ○ -----
休憩 午前9時11分

再開 午前9時12分

----- ○ -----
○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

総務厚生文教常任委員長に高田豊繁君、同副委員長に林 敏治君、環境経済建設常任委員長に野口靖夫君、同副委員長に沖野一雄君、広報常任委員長に大田英勝君、同副委員長に川村武俊君。

以上のとおりでありますので、報告を終わります。

----- ○ -----
追加日程第6 議会運営委員の選任

○議長（福地元一郎君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、高田豊繁君、町 俊策君、大田英勝君、野口靖夫君、林 隆壽君の5人を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます

したがって、議会運営委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午前9時14分

-----○-----
休憩 午前9時15分

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に、大田英勝君、副委員長に高田豊繁君

以上のとおりでありますので、報告を終わります。

追加日程第7 沖永良部与論地区広域事務組合議会議員の選挙

○議長（福地元一郎君） 日程第7、沖永良部与論地区広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

沖永良部与論地区広域事務組合議会議員に、沖野一雄君、林 敏治君、野口靖夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました沖野一雄君、林 敏治君、野口靖夫君を、沖永良部与論地区広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました沖野一雄君、林 敏治君、野口靖夫君が沖永良部与論地区広域事務組合議会議員に当選されました。

- - - - - ○ - - - - -

追加日程第8 同意第1号、監査委員の選任について

○議長（福地元一郎君）　日程第8、同意第1号、監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、大田英勝君の退場を求めます。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（山 元宗君）　同意第1号、与論町監査委員の任命について、提案理由を申し上げます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、与論町大字朝戸1573番地大田英勝氏を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。ご審議され、同意していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君）　提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○議長（福地元一郎君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第1号は会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　討論なしと認めます。

これから、同意第1号、監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第1号監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（福地元一郎君）　これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回与論町議会臨時会を閉会します。

- - - - - ○ - - - - -
閉会 午前9時18分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 福地元一郎

与論町議会議員 遠山勝也

与論町議会議員 高田豊繁